

令和 6 年度 御堂筋道路空間再編工事等に伴う工事監督総合支援業務委託に係る
建設局測量・建設コンサルタント等プロポーザル方式による選定結果について

1 案件名称

令和 6 年度 御堂筋道路空間再編工事等に伴う工事監督総合支援業務委託
契約期間 契約日から令和7年3月31日

2 選定した委託予定事業者

一般財団法人都市技術センター

3 公募期間

令和6年1月19日(金)～令和6年2月2日(金)

4 学識経験者等の意見を聴取する選定委員会による審議の結果

(1)委員名簿(敬称略)

委員氏名	役職等
山口 敬太	京都大学准教授
吉田 長裕	大阪公立大学准教授
藤原 直樹	追手門学院大学教授

(2)選定委員会の開催日

令和5年12月22日(金)

令和6年3月15日(金)、令和6年3月18日(月)

(3)審査基準

資格審査基準

〔令和 6 年度 御堂筋道路空間再編工事等に伴う工事監督総合支援業務委託〕

参加表明書の提出者の資格審査基準は、以下のとおりとする。

評価項目	評価の着眼点			審査基準
参加表明者の経験と能力	資格要件	技術部門登録	建設コンサルタント登録	建設コンサルタント登録規定(昭和 52 年 4 月 15 日建設省告示第 717 号)に基づく「道路部門」の登録を受け、令和 5・6・7 年度本市入札参加資格者名簿に種目「500 建設コンサルタント」に登録していること。(共同企業体により参加する場合は、代表者が上記の資格要件を満たすものとする)
	専門技術力	成果の確実性	過去 10 年間の業務実績の内容	平成 25 年度以降に、次に示す「規定業務」について、元請けとして業務実績(※)を有していること。(共同企業体により参加する場合は、代表者が「規定業務を有していること」) 【規定業務】 1. 発注者支援業務(工事監督支援業務)
配置予定技術者の経験及び能力	管理技術者	資格要件	技術者資格、その専門分野の内容	次のア～エのいずれかに該当していること。 ア. 技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門(選択科目:「道路」又は「都市及び地方計画」とするものに限る)とするものに合格し、同法による登録を受けている者。 イ. 技術士法による第二次試験のうち技術部門を総合技術監理部門(選択科目:「建設―道路」又は「建設―都市及び地方計画」とするものに限る)とするものに合格し、同法による登録を受けている者。 ウ. 建設業法第 27 条の規定に基づく 1 級土木施工管理技術検定における第二次検定に合格し、1 級技士の称号を付与されている者。 エ. 国土交通大臣(旧建設大臣)に上記ア・イと同程度の知識及び技術を有する者と認定されている者。
		専門技術力	過去 10 年間の規定業務の実績内容	平成 25 年度以降に、次に示す「規定業務1、2」の両方又は「規定業務 1」について、元請けの管理技術者又は担当技術者として従事した実績(※)を有していること。 【規定業務】 1. 発注者支援業務(工事監督支援業務) 2. 電線共同溝設計業務

		専任性	手持ち業務の金額及び件数	全ての手持ち業務(管理技術者あるいは担当技術者となっている他の業務のうち 500 万円以上の業務)の契約金額の合計が 5 億円未満かつ件数が 10 件未満である場合に選定する。
配置予定技術者の経験及び能力	担当技術者	資格要件	技術者資格、その専門分野の内容	次のア～オのいずれかに該当していること。ア. 技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門(選択科目を「道路」又は「都市及び地方計画」とするものに限る)とするものに合格し、同法による登録を受けている者。イ. 技術士法による第二次試験のうち技術部門を総合技術監理部門(選択科目を「建設―道路」又は「建設―都市及び地方計画」とするものに限る)とするものに合格し、同法による登録を受けている者。ウ. 技術士法による第一次試験のうち技術部門を建設部門(専門科目を「建設」とするものに限る)とするものに合格し、同法による登録を受けている者。エ. 建設業法第 27 条の規定に基づく 1 級土木施工管理技術検定における第二次検定に合格し、1 級技士の称号を付与されている者、又は、建設業法第 27 条の規定に基づく 2 級土木施工管理技術検定における第二次検定に合格し、2 級技士の称号を付与されている者。オ. 道路関係の技術的行政経験を 10 年以上有する者。(「技術的行政経験」とは、国、都道府県、政令市、特殊法人等で職員として工事設計又は工事監督業務に従事した経験を言う。)
		専門技術力	過去 10 年間の規定業務の実績内容	次に示す 2 つの「規定業務」のうち、いずれか又は両方について、平成 25 年度以降に、元請による業務において、管理技術者、照査技術者又は担当技術者として履行した実績(※)を有していること。 【規定業務】 1. 発注者支援業務(工事監督支援業務) 2. 電線共同溝設計業務
		専任性	手持ち業務の金額及び件数	全ての手持ち業務(管理技術者あるいは担当技術者となっている他の業務のうち 500 万円以上の業務)の契約金額の合計が 5 億円未満かつ件数が 10 件未満である場合に選定する。
業務実施体制	その他留意事項		担当技術者の人数は、少なくとも 1 人以上配置することを想定しているものであり、2 人以上の技術者の配置を妨げるものではない。	
	業務実施体制の妥当性		下記項目に該当する場合には選定しない。 ・再委託の内容が主たる部分の場合。 (業務の主たる部分とは、本業務における印刷などの簡易な業務を除く業務とする。) ・業務分担構成が、不明確または不自然な場合。 ・共同企業体による場合に、業務の分担構成が細分化されすぎている場合、ひとつの分担業務を複数の構成員が実施することとしている場合。	

(※)過去の業務実績が、共同企業体による実績の場合は、共同企業体の代表者または代表者に所属する技術者としての実績に限る。

(注)担当技術者の資格審査基準について、複数の担当技術者を配置する場合は、資格数が最大の者のみを審査する(二人以上は審査対象外)。

① 評価要領および評価点

本業務における特定テーマおよび技術提案書を特定するための評価表は以下のとおりとする。

評価は①～⑫の各項目毎に、次のように点数を計算して 100 点満点(小数点第 2 位まで表示)で総合評価し、最高得点者を特定することを原則とする。

<計算方法>

A の場合は、配点×5／5点 B の場合は、配点×3／5点 C の場合は0点

A' の場合は、配点×4／5点 B' の場合は、配点×2／5点

特定テーマ1	内容	本業務では、御堂筋道路空間再編事業、なんば駅周辺における空間再編推進事業など、複数の事業を対象とした工事監督支援を行うものであるが、密接に関連する事業を円滑で効率的に進めるための留意点を述べ、具体的な実施体制や方法について提案してください。
特定テーマ2	内容	本業務では、本市監督職員への技術支援等を行うものであるが、円滑で効果的な技術支援等を行うための留意点を述べ、具体的な支援方法(工程の最適化や本市職員の施工管理能力向上等)について提案してください。

評価シート						評価例					
評価項目		評価の着眼点	配点			評価	評価の 換算 計算	評価点			備 考
			項目別	複数時 配分	項目別 配分			項目別 配分	複数時 配分	項目別	
経験及び能力 配置予定技術者の	管理 技術者	技術者の資格、その専門分野の内容	30	15	10	A	10×5/5	10.0	13.0	22.0	①
		過去 10 年間の規定業務の実績			5	B	5×3/5	3.0			②
	担当 技術者	技術者の資格、その専門分野の内容		15	10	A'	10×4/5	4.0	4.0		③
		過去 10 年間の規定業務の実績			5	A	5×5/5	5.0	5.0		④
実施方針・実施フロー・工程表・その他	業務の理解度	目的、条件、内容の理解	30	10	10	A	10×5/5	10.0	10.0	26.0	⑤
	業務 実施手 順 (フロー・ 工程表)	実施手順の妥当性		15	5	B	5×3/5	3.0	13.0		⑥
		業務量把握、人員配置の妥当性			10	A	10×5/5	10.0			⑦
	その他	重要事項の指摘			5	5	B	5×3/5	3.0		3.0

特定テーマに対する技術提案	特定テーマ1	的確性	課題の理解度	20	10	10	A	10×5/5	10.0	10.0	36.0	⑨
		実現性	効率的な実施体制・方法		10	10	B	10×3/5	6.0	6.0		⑩
	特定テーマ2	的確性	課題の理解度	20	10	10	A	10×5/5	10.0	10.0		⑪
		実現性	効果的な支援方法		10	10	A	10×5/5	10.0	10.0		⑫
合計(100 点満点)				100.0			84.0					

② 技術者評価基準

評価項目のうち、配置予定技術者に関わる項目については、以下のとおり評価する。

評価項目			評価の着眼点	A	A'	B	C	備考
配置予定技術者の経験及び能力	管理技術者	資格要件	技術者資格、その専門分野の内容	管理技術者が技術者資格を3つ以上有している。	管理技術者が技術者資格を2つ有している。	管理技術者が技術者資格を1つ有している。	—	①
		専門技術力	過去 10 年間の同種または類似業務の実績内容	管理技術者が両方の規定業務の実績を有している。	—	管理技術者が「規程業務 1」のみの実績を有している。	—	②
	担当技術者	資格要件	技術者資格、その専門分野の内容	担当技術者が技術者資格を3つ以上有している。	担当技術者が技術者資格を2つ有している。	担当技術者が技術者資格を1つ有している。	—	③
		専門技術力	過去 10 年間の同種または類似業務の実績内容	担当技術者が両方の規定業務の実績を有している。	—	担当技術者がいずれかの規定業務のみの実績を有している。	—	④

(注)担当技術者の資格要件における評価基準について、複数の担当技術者を配置する場合は、資格数が最大の者を評価する

③ 提案内容評価基準

評価項目のうち、提案内容に関わる項目については、以下のとおり評価する。

評価項目		評価の着眼点	A	A'	B	B'	C	備考
実施方針・実施フロー・工程表・その他	業務の理解度	目的、条件、内容の理解	目的、条件、内容の理解が特に優れている。	—	目的、条件、内容の理解が十分である。	—	目的、条件、内容の理解が十分とは言えない。	⑤
	業務実施手順（フロー・工程表）	実施手順の妥当性	業務の実施手順が妥当であり、特に実効性がある。	—	業務の実施手順が妥当である。	—	業務の実施手順が十分とは言えない。	⑥
		業務量の把握、人員配置の妥当性	業務量の把握が優れており、不測時の対応も可能な体制である。	—	業務量の把握、人員配置が妥当である。	—	業務量の把握、人員配置が、十分とは言えない。	⑦
	その他	重要事項の指摘	要請時点で示し落とした重要事項の指摘があり、対応策が提案されている	—	要請時点で示し落とした重要事項の指摘がある	—	要請時点で示し落とした重要事項の指摘がない	⑧
特定テーマ1	的確性	目的を理解し、提案内容に反映されているか。	着目点が適切であり、提案内容が優れている。	—	着目点が適切であり提案内容に反映されている。	—	着目点が適切でなく、理解が不十分である。	⑨

	実現性	具体的な実施体制や方法が提案内容に反映されているか。	実施体制等が細分化され、関連事業が相互に連携した提案となっている。	一	実施体制等が細分化された提案となっている。	一	具体性を欠くなど、提案内容が十分とは言えない。	⑩
特定テーマ2	的確性	目的を理解し、提案内容に反映されているか。	着目点が適切であり、提案内容が優れている。	一	着目点が適切であり提案内容に反映されている。	一	着目点が適切でなく、理解が不十分である。	⑪
	実現性	具体的な支援方法が提案内容に反映されているか。	具体的に効果的な優れた支援方法の提案がある。	一	具体的に効果的な支援方法の提案がある。	一	具体的に効果的な支援方法の提案がない。	⑫

(4) 審査を行った事業者(五十音順)
一般財団法人都市技術センター

(5) 審査の結果(合計点の高い順)

評価の着眼点		I 社	
		評価	点数
管理技術者	技術者の資格、その専門分野の内容	B	6
	過去10年間の規定業務の実績	A	5
担当技術者	技術者の資格、その専門分野の内容	A'	8
	過去10年間の規定業務の実績	A	5
業務の理解度	目的、条件、内容の理解	A	10

業務実施手順 (フロー・工程表)	実務手順の妥当性		B	3
	業務量の把握、人員配置の妥当性		A	10
その他	重要事項の指摘		B	3
特定テーマ1 に対する技術提案	的確性	課題の理解度	A	10
	実現性	効率的な実施体制・方法	A	10
特定テーマ2 に対する技術提案	的確性	課題の理解度	A	10
	実現性	説得力、提案内容の裏付けがあるか	A	10
合計(100 点満点)			90	